

1 地域コミュニティ機能の向上と協働のまちづくりの推進

1. 自治協働のまちづくりの推進

- ・防災組織の統合等をととして、地域防災能力の向上を目指す。
- ・集落間の連携強化を一層推進する。
- ・町民と行政情報を共有し、町や地域の課題解決にむけて広聴活動を実施する。

2. 自治力と地域コミュニティ機能の向上促進

- ・若者層を含む世代間の連携および男女共同参画を推進し、支え合いを軸とした取り組みを図る。
- ・集落の枠にとらわれない視点で地域間連携をより一層推進し、コミュニティ機能の維持強化を目指す。

3. 各分野における担い手の育成

- ・各分野の担い手の状況を把握しながら、既存の組織や団体間の連携を一層図ることによって対応力の強化を目指す。

4 公共施設の適正管理

1. 公共施設等総合管理計画の実践

- ・個別施設計画の実践により行財政運営の健全化を通じた施設の適正管理を目指し、計画的で効果的な施設保全を目指す。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向けて、エネルギー対策等、持続可能な公共施設管理を展開する。

2. 個別施設計画の実践

- ・数値目標の達成が、行財政運営の健全で円滑な展開を目指すことにあるため、定期的に分かりやすく町民に伝達する。
- ・公共施設等適正管理基金の毎年の積み増し目標額を2,000万円とする。

6 人材育成の推進

1. 多面的な人材の確保

- ・各分野の深刻な担い手不足に対応するため、若者の移住、定住の促進に向け、官民挙げて連携強化を図る。

2. 適切な人事管理体制の確立

- ・業務実施の質を高め、提供サービスの向上のために幅広い研修の機会を創出する。

3. 職員力の維持向上

- ・質の高い公共サービスの提供を支える基盤は、「接遇力にあり」と捉え、継続的にその研修を実施する。

2 効率的な行政運営の実施

1. 行財政運営の効率化

- ・適正な事務事業の評価を得るための、新たなシステムを構築する。
- ・事務事業の評価結果を確実に予算編成に連結させる体制を整備する。

2. デジタル化の推進

- ・オンラインによって届く町民からの相談業務等への円滑な対応を図る。
- ・マイナンバーカードの一層の活用を図り、公共サービスの効率的な提供を展開する。

3. 広域連携の推進

- ・他自治体とのシステム共同利用を促進する。

行財政改革プランにおける7つの改革目標

3 自主的で自立性の高い財政運営の確立

1. 歳入の確保と財政の健全化

- ・ふるさと納税制度を有効に活用し、寄付の拡大を目指す。【5年間で20億円】
- ・公共料金の適正水準を常に実現する。
- ・普通財産の売却、賃貸借を一層推進する。
- ・起債残高の統制を年次計画をもって行う。
- ・財政調整基金を5年間で13億円にする。

2. 歳出の削減

- ・委託事業を横断的に評価検証する体制を構築する。
- ・経常収支比率の目標値を92.5%とする。
- ・施設維持、事務経費の見える化を図る。
- ・光熱水費等の削減を目指す。

3. 公営企業の経営健全化

- ・健全化に向けた利用料金の水準を確保する。
- ・公営企業間のサービスの横断的な検証を定期的に行う。
- ・人口減少社会における利用者の動向を適切に把握し経営規模の適正化を目指す。

5 職員の定数管理と給与の適正化

1. 定員管理及び給与の適正化

- ・徹底した事務事業評価により業務の最適化を図り、計画的に人員を配置する。
- ・計画終期の職員数目標を170人とする。
- ・各専門職の採用を行う。
- ・障がい者の採用を行う。
- ・人事評価の公平性確保のための研修を実施する。
- ・事業量、財政規模を見据え、給与総額の抑制を目指す。

7 住み続けられる環境の維持に向けた適切な対応

1. 冬期間の生活機能の維持

- ・高齢者世帯への除排雪費支援を行う。
- ・共助の視点による生活維持のための除排雪支援体制を強化する。
- ・地域の一斉除排雪作業を推進する。
- ・町道等の除排雪体制に、情報系機材を積極的に活用し、効率的な作業を目指す。

2. 生活インフラの適切な維持

- ・予約制乗合バス（デマンド型）の運行システムの更なる充実を目指す。
- ・地域公共交通の幅広い担い手確保によって、利便性の更なる向上を目指す。

3. 空き家の適正管理

- ・空き家、空地バンクへの登録数を、5年間で新たに20件加えることを目指す。
- ・国県の支援事業を活用しながら、空き家の利用促進を目指し、特定空き家の増加を防止する。
- ・空き家の除却に対する支援を強化する。

シリーズ② 人口減少社会に確実な備えを築き 新しい未来を切り拓くために

第8次行財政改革大綱・プランが策定されました

第8次行財政改革についての情報をシリーズでお伝えします。(前回：シリーズ① 広報もがみ7月号)

縮小社会に対応し、行財政運営の課題の解決を目指して

最上町の人口は、下記の図から読み取れるように、急速に進む少子高齢化によって、大幅な減少傾向にあり、縮小社会への適切な対応が急務となっております。

更には、公共インフラの老朽化等の財政需要の増加により、行財政運営は年々厳しさの度合いを増しており、喫緊の課題となっております。

令和6年度は、町制施行70周年の記念すべき年であり、この年に、当町の最上位計画である「第5次総合計画」が描く将来像「明日今日よりもっと好きになれる最上町」を実現するために、「第8次行財政改革大綱・プラン」はその支えとなる計画として策定されました。

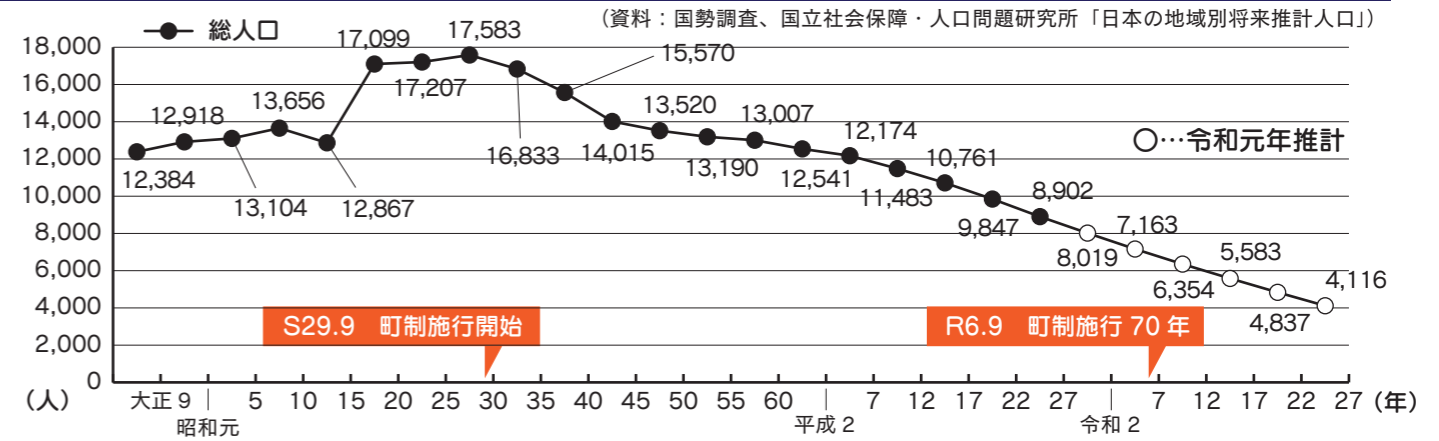
5年間の実施期間

計画の実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

行財政評価委員会を開催

本プランの内容を協議するため、有識者等から成る行財政評価委員会を8月26日に開催し、その内容について承認を頂きました。

最上町の人口推移（まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン）



行財政改革プランは、5つの骨子と3つの視点で構成

▼プランの柱となる5つの骨子

1. 行政と町民及び組織団体等の役割を明確にした、自治協働のまちづくりの推進
2. 進むデジタル化に適応し、効率的で効果的な行政サービスの提供促進
3. 徹底した事務事業の見直しによる財政バランスの健全性確保
4. 生活を支える公営企業会計の経営の健全化
5. 公共施設等のマネジメントシステムの強化

具体的な改革目標は次のページです。

▼3つの視点

1. 行財政運営の効率化

事務事業の見直しを徹底して行い、実施事業については町民との協働の視点（自助・共助・公助）において、事業予算の効率的執行を目指します。

2. 計画実施の進捗管理

本計画の着実な実施は、持続可能な行政運営の土台を成すものであり、毎年度の進捗状況の管理のもと、次年度予算に生かされるものとします。

3. 町民への行財政運営状況の適切な周知報告

改革の進捗を含めた行財政運営の状況について、直接の公聴会を始め、広報紙やホームページ等を活用しながら分かりやすくお伝えし、情報共有を徹底するなかで、町民の理解と協力が得られるように努めます。